

精神科病院における虐待事案等への対応

(障害者支援局障害福祉課)

1 要旨

精神科病院「ふれあい沼津ホスピタル」及び「ふれあい南伊豆ホスピタル」に対して、精神保健福祉法第38条の6に基づく実地指導等を実施し、精神保健福祉法に抵触する以下の事実が認められたため、同法第38条の7に基づく指導を行った。

1 精神保健福祉法に基づく実地指導の概要

(1) ふれあい沼津ホスピタル

事案の概要	看護職員(2名)による入院患者への暴力行為(3件)	
調査内容	聴取調査	令和4年12月20日～令和5年4月14日 臨時実地指導：8回実施
	聴取状況	院長、看護部長、事務長、各病棟責任者、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、入院患者 ・職員:82人 ・入院患者:31人
入院患者数等	271人(令和4年12月実績) 病床数：293床	

(2) ふれあい南伊豆ホスピタル

事案の概要	看護職員による入院患者への不適切な処遇	
調査内容	聴取調査	令和4年12月28日～令和5年3月22日 臨時実地指導：7回実施
	聴取状況	院長、看護部長、事務長、各病棟責任者、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、入院患者 ・職員:60人 ・入院患者:6人
入院患者数等	248人(令和4年12月実績) 病床数：248床	

2 精神保健福祉法に抵触する事実の概要

いずれも入院患者の尊厳を傷つける行為であり、精神保健福祉法第37条第1項の「処遇が著しく適当でない」ものと認める。(精神保健福祉法37条第1項の基準に不適合)

3 精神保健福祉法に基づく措置の概要

各病院において、以下の「措置を講ずべき事項」を協議の上、入院患者の適切な処遇を確保するための【改善計画書】を提出すること。

措置を講ずべき事項	・不適切な処遇が発生した原因の検証
	・患者の尊厳や人権を侵害する行為の発生を防ぐために必要な措置
	・不適切な処遇が発生した場合の早期対応に必要な措置

4 改善計画書提出後の対応

- ・提出された改善計画書を书面確認した上、確実に実行されるよう現地確認を実施
- ・また、定期の実地指導等においても改善計画書の実行状況を確認

	ふれあい沼津ホスピタル	ふれあい南伊豆ホスピタル
現地確認調査	令和5年5月26日	令和5年5月15日
R5 実地指導(定期)	令和5年7月21日	令和5年7月25日
実施体制	本庁(障害福祉課)及び各保健所で合同実施	

5 虐待等に関する通報等への対応

- ・精神科病院での虐待(疑いを含む)に関する情報があった場合、必要に応じて、各保健所と連携して臨時の実地指導を行う。

6 関係機関に対する意識付け(研修等の実施)

今回の事案を受け、様々な機会を捉えて関係者に対して注意喚起するとともに、虐待防止に関する事項を含む法改正の概要を周知した。

対 象	時 期	備 考
・市町職員	令和5年6月5日	県障害者政策課と合同研修
・病院管理者	令和5年6月7日	県精神科病院協会総会にて説明
・精神保健福祉士	令和5年5月28日	県精神保健福祉士協会総会にて説明
・看護職員	令和5年5月27日	日精看護協会静岡県支部主催

7 精神保健福祉法の改正(虐待の防止に関する事項【新設】) ※令和6年4月施行

- ・精神科病院管理者は患者に対する虐待を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・精神科病院従事者による虐待を発見した者は、速やかに都道府県に通報しなければならない。また、従事者による虐待を受けた患者は、その旨を都道府県に届け出ることができる。
- ・従事者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- ・通報又は届出を受けた都道府県は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
- ・都道府県は、通報等に関して、精神科病院の管理者に対し、報告徴収及び改善命令等を行うことができる。
- ・都道府県は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとする。

3-③ 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた組織風土の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、管理者のリーダーシップのもと、組織全体で一層推進するため、以下の内容等を規定。
 - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止策のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。
 - ② 精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける⁽¹⁾。あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に届えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。
 - ③ 都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。
 - ④ 国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。

通報の仕組み

※ 障害者福祉法改正等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい組織風土の醸成等を図り、障害者の権利利益の保護に資する仕組みとして位置付けられている。